

平成 31 年
第 1 回南九州市農業委員会 会議録

1. 日 時 平成 31 年 1 月 29 日 (火) 午後 2 時～

2. 場 所 穎娃保健センター

3. 出席委員 (16 人)

会長 1 番 寶代 行廣

会長職務代理 2 番 今市 範男

委員 3 番 栗ヶ窪 和治 4 番 下之門 信洋 5 番 宮原 耕一

7 番 田中 司 8 番 君野 潤二 9 番 松村 孝徳

10 番 吉崎 久男 11 番 菊永 多佳子

12 番 宮原 俊郎 15 番 東垂水 勝秀

16 番 永山 明美 17 番 梶山 俊孝

18 番 栢木 いさ子 19 番 大隣 初美

4. 欠席委員 (4 人)

6 番 東 鈴子 13 番 徳永 映子 14 番 松永 正美 20 番 月野 貴大

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第 5 議案第 1 号 農地所有適格法人の承認について
- 日程第 6 議案第 2 号 農業振興地域整備変更計画書 (案) の意見決定について
- 日程第 7 議案第 3 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日程第 8 議案第 4 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第 9 議案第 5 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第 10 議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について

○ 日程第 11 議案第 7 号 南九州市の非農地に係る取扱基準（内規）の設置について

○ 日程第 12 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芝原 和己

農政係長 加治佐和彦 係員 松元 久美 中村 信介

農地係長 塗木 芳浩 係員 川畑 和成 橋村 将平

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

事務局長 定刻になりましたのでご起立願います。

「一同 礼」

ご着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。徳永委員と東委員・松永委員・月野委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。ただいまの出席人員は 16 名で、会議の定足数に達しております。

これより平成 31 年第 1 回南九州市農業委員会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 147 頁ご覧いただきたいと思ひます。（諸般の報告をおこなう）

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 諸般報告をおこなう。

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意

見等、発言を求める委員は、挙手の上、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第1会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により5番宮原耕一委員，7番田中司委員を指名し，会議書記に加治佐農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は，本日1月29日の1日間としたいと思いますが，ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって，会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして，日程第3議案審議に係る通知事案について，事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは，議案審議に関する農用地利用集積計画及び農地法第18条第6項の合意解約並びに議案審議に関しない農用地利用集積計画及び農地法第18条第6項の合意解約について説明いたします。3件からになります。今回，農地法18条第6項の合意解約による通知事案ですが，1件の合意解約がなされました。内容は賃貸人が知覧町〇〇の〇〇〇〇さん，賃借人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さんの申し入れです。解約の主導は，貸し人主導によるものが1件となっております。地目ごとの内訳は，畑が1筆2,322㎡となります。地域別では，知覧1件となっております。続きまして，農用地利用集積計画の合意解約による通知事案は21件の合意解約がなされました。内容は，賃貸人が穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん，賃借人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん他の申し入れです。解約の主導は，貸人主導によるものが7件，借人主導によるものが14件となっております。地目の内訳は，畑が37筆の52,659㎡地域別では穎娃3件，知覧6件，川辺12件となっております。

議 長 只今の事案について，質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては，あくまでも通知事案

でございますので、ご了承いただきたいと思います。

議長 続きます、日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 それでは、資料は 11 頁からになります。今回認定されたのは2件です。再認定が1件あります。今回新規で認定されたのは、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで主に〇〇地域で、焼酎用甘藷、キャベツを契約栽培しており、今後も規模の拡大に取り組み、経営の安定と所得の増加に努めたい考えです。経営改善目標を達成するために、農業委員会による優良農地の幹旋及び経営管理・生産方式の合理化に努めたい考えです。

次に、認定されたのは、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。父が経営していた養鶏所を法人化して、生産から加工・販売まで行い、所得の向上を図りたい考えです。また今後経営規模を拡大し、高品質な鶏肉の生産や新たな加工品開発等による所得向上、労力軽減により安定した経営を目指しています。経営改善目標を達成するために、作業の合理化や家畜伝染病の予防など経営管理・生産方式の合理化に努め併せて、制度資金の活用を希望しておられます。

議長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますのでご了承いただきたいと思います。

議長 これより審議に入ります。まず、日程第5 議案第1号 農地所有適格法人の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

農政係長 それでは、農地所有適格法人の承認について説明いたします。15 頁です。今回は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんの案件です。法人の事業内容としましては、原料用甘藷、キャベツなどの農産物の生産・販売が主で、会社設立は平成 26 年 9 月、構成員は 3 人となっています。資本金の額は 300 万円で、経営面積が 86,393 m²になります。農地所有適格法人は「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「業務執行役員要件」の 4 つの要件を全て満たさなければなりません。「法人形態要件」については、有限会社です。「構成員要件」については出資者 3 人で、常時従事する農業関係者が総議決権の 2 分

の1を超えております。「事業要件」については、農業の経営及び農産物の生産・販売等が主な事業となっております。「役員要件」についても、役員の過半が法人の農業・農作業に従事します。以上、全ての要件を満たしていることをご報告いたします。

議長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

議長 質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。議案第1号に係る案件については、申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって議案第1号に係る案件については、申請どおり許可することに決定されました。

議長 次に、日程第6議案第2号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定についてを議題といたします。まずもって調査委員の報告をお願いいたします。

東垂水委員 審議番号1番です。申請人は福岡市の〇〇〇〇です。申請地は潁娃町〇〇〇〇の一部で牧場の63,250㎡の内10.56㎡です。申請地は、潁娃庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。申請地は、携帯電話無線基地局を設置するため、農用地区域から除外をするものです。詳細は、議案資料の23・24頁をご覧ください。申請地は、農用地区域内にありますが、〇〇〇〇にある牧場の一部で駐車場に隣接し外周部であることから、農用地区域からの除外については、やむをえないものと判断しました。代替地についても検討しましたが、適当な土地が見つからなかったとのことでした。現地調査の報告を終わります。

今市委員 審議番号2番です。申請人は川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は川辺町〇〇畑の2,368㎡です。変更理由は現在近接地で畜産業を営んでいる申請人が、農機具格納庫及び飼料置場が不足してきたことから、倉庫の建築及び飼料置場を確保しようとするもので、農用地から農業用施設用地への「用途区分の変更」となっております。申請地は川辺庁舎から〇〇に〇〇kmの〇

○集落に位置します。詳細は議案資料の 25・26 頁をご覧ください。申請地は、農用地区域内にありますが、他の農地には耕作道路が確保されているため、集団化及び作業効率への支障はなく、用排水路等にも支障を及ぼす恐れもないものと判断しました。このことから、農用地から農業用施設用地への「用途区分の変更」については、やむを得ないものと判断しました。現地調査の報告を終わります。

君野委員 審議番号3番です。申請人は川辺町○○の○○○○です。申請地は川辺町○○畑の 857 m²です。申請地は川辺庁舎から○○に○○kmの○○集落の北西側付近に位置します。申請人は林業・土木工事業を営んでおり、申請地を譲り受けて隣接地と一体利用し効率的に運営を図るため資材置場を確保しようとするもので、農用地区域から除外をするものです。詳細は議案資料の 27・28 頁をご覧ください。申請地は農用地区域内にありますが、他の農地には耕作道路が確保されているため、集団化及び作業効率への支障はなく、用排水路等にも支障を及ぼす恐れもないものと判断しました。このことから、農用地区域からの除外については、やむをえないものと判断しました。代替地についても検討しましたが、適当な土地が見つからなかったとのことでした。現地調査の報告を終わります。

議 長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。農業振興地域の変更条件には、代替地の検討、農地の集団化・作業効率への影響、用排水路への影響、土地改良事業等の有無について検討することとなっていますが、調査委員から報告があったとおりでございます。また、土地改良事業等については、いずれも実施されていません。このことから、農用地からの除外並びに農用地から農業用施設用地への用途区分変更はやむを得ないものと判断するところです。以上で、補足説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します

議 長 只今、調査委員の報告並びに事務局から説明のありました案件について、審議をお願いします。

議 長 質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第2号 農業振興地域整備変更計画書(案)については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議長 次に、日程第7議案第3号 農地法第3条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 それでは、農地法第3条の規定による農地等の権利移動の許可申請に対する許可についてご説明申し上げます。30号からになります。今回の申請は、所有権移転12件になります。譲渡人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、ほかの申請であります。内訳は田が3筆で2,583㎡、畑が12筆で8,391.91㎡、合計15筆10,974.91㎡となっています。理由は1番が弟から受贈、2番・4番・6番から12番が相手方の要望、3番・5番が規模拡大となっております。土地の取引価格につきましては、10aあたり田が199,000円から384,000円、畑が196,000円から1,198,000円で売買される予定です。地域別では穎娃3件、知覧4件、川辺5件でございます。また、法第3条第2項各号の判断については、32～37号の調査書のとおりでございます。以上の案件については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、事務局としましては、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上で、説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。質問、ご意見はございませんか。

今市委員 審議番号12番の案件なのですが、この譲受人の〇〇〇〇さんという方は現在居るのですかね。というのが、この方私の家の近くの畑を荒らしているのですが、前にもイチゴや他の作物を植えただけで荒らしていたので本当に作付されるのかと疑問に思うところですが。

農地係員 この案件は、申請上は取得して、作付けを行う旨の申請があがってきていました。又、実際はもう〇〇〇〇さんが早くから所有していた土地を、

今回やっと名義変更の目途が立ったという事での申請とのことですので。

今市委員 解りました。

議 長 他に有りませんか。

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第3号 農地法第3条許可申請に対する許可については、申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第3号 農地法第3条許可申請に対する許可については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、日程第8議案第4号 農地法第4条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたします。まず、調査委員の報告を求めます。

今市委員 39号、審議番号1番です。申請人、申請地等につきましては、先ほどの農業振興地域整備変更計画で説明しましたので省略いたします。詳細は議案資料の40・41号をご覧ください。申請地の北側と東側は道路に、南側と西側は畑に接しています。現状のままで利用するので土砂等が流出する恐れはなく、雨水は自然流下し、日照・通風等については緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、倉庫、飼料置場への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号2番です。申請人は川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は川辺町〇〇畑の952㎡の内219.07㎡です。申請人は自宅隣接地に農業で使用する農機具等を収納する倉庫を新築しようとするものです。申請地は川辺庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は議案資料の42～44号をご覧ください。申請地の東側は宅地に、北側は残地畑に、南側と西側は道路に接しています。若干の切土盛土を行うが、土砂流出等の恐れはない。雨水は自然流下し、日照・通風等については緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、倉庫への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。

議 長 ところで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。審議番号1番の立地基準ですが、先ほど用途区分変更を協議しました「農振農用地」であります。不許可の例外である「農用地利用計画指定用途」と判断されます。審議番号2番の立地基準は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、「第2種農地」の「その他の農地」と判断されます。1番については農業振興整備計画の変更手続きであります。2番の案件は関係行政庁の許認可等は特に必要はありません。許可後の速やかな転用も可能であると思われることから、倉庫等への転用はやむを得ないと判断するところです。なお、審議番号1番は、農業振興地域整備変更計画（用途変更）認可後に県常設審議委員会へ意見聴取となります。以上で、説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今調査委員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第4号 農地法第4条申請に対する許可並びに諮問決定に係る案件について、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第4号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議 長 次に、日程第9議案第5号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって現地調査員のご報告をお願いします。それでは、所有権移転の11件の報告をお願いします。

東垂水委員 46頁、審議番号1番です。譲受人が穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん・〇〇〇〇さんです。譲渡人が穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は穎娃町〇〇畑の

393 m²です。申請人は現在借家住まいで手狭になってきたことから、申請地を譲り受けて一般住宅を建築しようとするものです。申請地は、穎娃庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は議案資料の50・51頁をご覧ください。申請地の周囲は宅地に接しています。地盤が悪いため改良を行い、ブロック壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水はため枡を設け道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理して道路側溝へ放流し、日照・通風等については緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、一般住宅への転用はやむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号2番です。譲受人が穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は穎娃町〇〇他1筆、田・畑の378 m²です。申請人は現在借家住まいで手狭になってきたことから、父より申請地を譲り受けて一般住宅を建築しようとするものです。申請地は、穎娃庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は議案資料の52・53頁をご覧ください。申請地の北側と南側は宅地に、西側は田に、東側は道路に接しています。現状のままで利用するので土砂流出等の恐れはなく、雨水はため枡を設け道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理して道路側溝へ放流し、日照・通風等については緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、一般住宅への転用はやむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号3番です。譲受人が穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、穎娃町〇〇畑の575 m²です。申請人は現在借家住まいで手狭になってきたことから、申請地を譲り受けて一般住宅を建築しようとするものです。申請面積が500 m²を超えていますが、北側道路の拡幅計画があることと隣接茶畑の営農に支障をきたさないよう緩衝地を広く設けて建設するため有効面積492 m²となる求積図と理由書が添付されています。申請地は穎娃庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は議案資料の54・55頁をご覧ください。申請地の北側と西側は道路に、南側と東側は畑に接しています。現状のままで利用し、周囲はブロック壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水はため枡を設け道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理して道路側溝へ放流し、日照・通風等については緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、一般住宅への転用はやむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。

大隣委員

47頁、審議番号4番です。譲受人が福岡市の〇〇〇〇です。譲渡人が北九州市の〇〇〇〇さん他6名です。申請地は知覧町〇〇他8筆、畑の17,055 m²

です。申請人は、太陽光発電事業を営んでおり、日当たりが良く太陽光発電に適していることから、申請地を譲り受けて、太陽光発電施設を設置しようとするものです。申請地は知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落の南側付近に位置します。詳細は議案資料の56～58頁をご覧ください。申請地の西側は山林に、南側は道路に、東側は山林と宅地に、北側は山林と畑に接しています。若干の切土盛土を行い、土留めと防護柵を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下及び水路とため弁を設け既存三面水路へ放流する。日照・通風等については緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、太陽光設置への転用はやむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号5番です。譲受人が曾於市の〇〇〇〇です。譲渡人が知覧町〇〇の〇〇〇〇さん他3名です。申請地は知覧町〇〇他5筆、畑の9,010㎡です。申請人は太陽光発電事業を営んでおり、日当たりが良く太陽光発電に適していることから、申請地を譲り受けて太陽光発電施設を設置しようとするものです。申請地は知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落の南側付近に位置します。詳細は議案資料の59～61頁をご覧ください。申請地の西側と南側は山林に、東側は畑に、北側は道路に接しています。若干の盛土を行い、土留めと防護柵を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は水路とため弁を設け水路へ放流する。日照・通風等については緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、太陽光設置への転用はやむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号6番です。譲受人が颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が神奈川県横須賀市の〇〇〇〇さんです。申請地は知覧町〇〇の一部他2筆畑の495㎡です。申請人は現在借家住まいで、申請地を譲り受けて一般住宅を建築しようとするものです。申請地は知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は議案資料の62～64頁をご覧ください。申請地の北側と西側は道路に、南側は宅地に、東側は畑に接しています。現状のままで利用し、周囲はブロック壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水はため枡を設け道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は下水道へ放流し、日照・通風等については緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、一般住宅への転用はやむを得ないものと判断いたしました。

次に、48頁、審議番号7番です。譲受人が知覧町〇〇の〇〇〇〇です。譲渡人が福岡市の〇〇〇〇さんです。申請地は知覧町〇〇畑の458㎡です。申請人は近接地で自動車整備、修理、販売業を営んでおり、申請地を譲り受けて修理等の車両を一時駐車及び代車置場とするための駐車場を確保しようとするものです。申請地は知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位

置します。詳細は議案資料の 65・66 頁をご覧ください。申請地の西側は道路に、南側は田に、北側は水路に、東側は山林に接しています。現状はすでに整地され始末書も添付されているので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下し、日照通風等については現状のまま利用するので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、駐車場への転用はやむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。

今市委員

審議番号 8 番です。譲受人が川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。申請地は川辺町〇〇畑の 260 m²です。申請人は申請地を譲り受けて植林をしようとするものです。なお、隣接地の宅地と合せて取得するものです。申請地は川辺庁舎から〇〇に〇〇 km の〇〇集落に位置します。詳細は議案資料の 67・68 頁をご覧ください。申請地の北側と西側は道路に、東側と南側は宅地に接しています。現状のまま利用するので土砂流出等の恐れはない。雨水は自然流下し、日照通風等については現状のまま利用するので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、山林への転用はやむを得ないものと判断いたしました。

現地調査の報告を終わります。

君野委員

審議番号 9 番です。譲受人が川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が鹿児島市の〇〇〇〇さんです。申請地は川辺町〇〇畑の 586 m²です。申請人は現在役員を務める法人で金型加工業を営んでおり、申請地を譲り受けて貸駐車場として確保しようとするものです。なお、使用貸借契約書も添付されています。申請地は川辺庁舎から〇〇に〇〇 km の〇〇集落に位置します。詳細は議案資料の 69・70 頁をご覧ください。申請地の北側は宅地に、西側は道路に、東側と南側は畑に接しています。現状はすでに整地され始末書も添付されているので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下し、日照通風等については現状のまま利用するので影響を及ぼす恐れはありません。このことから貸駐車場への転用はやむを得ないものと判断いたしました。

次に、49 頁、審議番号 10 番です。申請人申請地等につきましては、先ほどの農業振興地域整備変更計画で説明しましたので省略いたします。譲渡人が川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。詳細は議案資料の 71・72 頁をご覧ください。申請地の北側は宅地に、西側は道路に、東側と南側は畑に接しています。現状のまま利用し、土留めをするので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下し、日照通風等については現状のまま利用するので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、資材置場への転用はやむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号 11 番です。譲受人が指宿市の〇〇〇〇さんです。譲渡人

が知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は川辺町〇〇畑の805㎡です。申請人は財産分与のため兄より申請地を譲り受けようとするものです。申請地は川辺庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は議案資料の73・74ページをご覧ください。申請地の南側は道路に、西側は畑に、東側と北側は山林に接しています。現状はすでに山林で始末書も添付されており、日照通風等については、隣接する周囲は現況山林のため影響を及ぼす恐れはありません。このことから、山林への転用はやむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 5条申請のすべてにおいて、一般基準の資力及び信用ですが、添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。立地基準ですが、46号-審議番号1番、47号-4番5番、48号-7番8番9番、49号-11番は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、「第2種農地」の「その他の農地」と判断されます。次に、46号-審議番号2番3番は、周囲に10ha以上の集団性があり生産性が高いため第1種農地と判断されますが、第1種農地の不許可の例外である「集落接続施設」と判断されます。

次に、47号-審議番号6番ですが、上水道及び下水道が埋設された幅員4m以上の市道に面しており、かつ概ね500m以内に教育施設の〇〇〇〇と医療機関の〇〇〇〇があるため、「第3種農地」の「都市的環境整備農地」と判断されます。次に、49号-審議番号11番ですが、周囲に10ha以上の集団性があり生産性が高いため第1種農地と判断されますが、申請地が既存の資材置場に隣接しているため、第1種農地の中で例外的に許可できる「既存施設の拡張」と判断されます。5条申請の審議番号11番を除く案件は関係行政庁の許認可等については、特に必要なく、許可後の速やかな転用も可能であると思われることから、それぞれへの転用はやむを得ないと判断するところです。なお、審議番号11番の案件も許可後の速やかな転用が可能と見込まれることから、農業振興地域整備変更計画（除外）認可後に県常設審議委員会へ意見聴取となります。また、2番3番の1種農地並びに4番5番の農地が3,000㎡を超えていますので2月の県常設審議委員会へ意見聴取となります。以上で、説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今調査委員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。質問、ご意見はございませんか。

吉崎委員 審議番号 8 番ですが、隣接地の宅地と合せて取得すると有りますが、〇〇番地も取得するのですか。

農地係長 〇〇番地だけです。

吉崎委員 〇〇番地は取得しなくて問題は無いのですか、宅地ですが、また住宅は建っていないのですか。

農地係長 住宅が建っております。

吉崎委員 住宅があるのであれば、隣接の方に影響があると思われそうですが、承諾はもらっているのですか。

農地係長 頂いていないそうです。

今市委員 現地調査に行きましたが、影響のない木を植えるとのことでした。

農地係長 転用目的は山林ですが、隣接地に影響のない低木を、隣接地と離して植栽するとのことでした。

吉崎委員 解りました。今後植栽には十分注意して観察してください。

梶山委員 47 号の 4 番と 5 番が事業者は違うのですが同じ地区の右左でどちらも太陽光となっていますが、幹旋業者の方がおられるのですか。一緒に上がってきていますが連携しているわけではないですよ。

農地係長 4 番と 5 番につきましては、事前協議や、ガイドライン協議の確認を行ってくる中で、それぞれの事業者で同時に申請されてきました。幹旋業者や事業者の連携については承知しておりません。

梶山委員 申請書を提出されたのは、管内の行政書士さんですか。

農地係長 いちき串木野市の行政書士さんです。

議 長 他にございませんか。

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第5号 農地法第5条申請に対する許可並びに諮問決定に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。
よって議案第5号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議長 次に、日程第10 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び20条2の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の意見決定について説明いたします。76号からになります。番号4番については、所有者が申請書を提出された後、死亡したため削除となります。先ず「所有権移転」についてですが、譲渡人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇〇〇他5件であります。理由は規模拡大によるものが4件、農地売買等事業によるものが2件となっております。地目の内訳は畑が9筆の27,589㎡であります。申請農地の取引価格については、10a当り250,000円～857,000円で売買される予定です。地域別では、知覧5件、川辺1件となっております。

次に、「賃貸借利用権」の設定であります。78号からになります。利用権を設定する者は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん ほか562件になります。設定面積は田が42筆で29,285㎡、畑が655筆で606,982㎡の合計697筆の636,267㎡になります。地域別では、颯娃が34件、知覧が488件、川辺が41件、合計563件となっております。

次に「貸借利用権の転貸」の設定であります。本日配布の追加資料別紙になります。利用権を設定する者は〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者は川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。設定面積は田が7筆の5,918㎡、になります。地域別では、川辺地域1件となっております。

次に「使用貸借権設定」の設定であります。利用権を設定する者は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は颯娃町〇〇の〇〇〇〇他13件になります。設定面積は田が11筆の9,191㎡、畑が14筆の25,476㎡で合計25筆、34,667㎡になります。地域別では、颯娃2件、知覧7件、川辺5件、合計14件となっております。以上、全ての案件について利用集積計画を確認しましたと

ころ、その内容は基本構想に適合し、その農用地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者の全ての同意が得られていることを確認いたしました。以上で説明を終わります。

ご審議方宜しくお願い致します。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権設定の番号 201・202 番については菊永委員，456～476 番については大隣委員 533・534 番については今市委員そして 561 番については下之門委員が議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件の内、所有権移転の全案件、賃貸借利用権設定の番号 201・202 番，456～476 番，533・534 番，561 番を除く 537 件，貸借利用権の転貸の全案件並びに使用貸借利用権の設定の全案件については、申請どおり適当意見とすることに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって議案第 6 号の案件の内、所有権移転の全案件、賃貸借利用権設定の番号 201・202 番，456～476 番，533・534 番，561 番を除く 537 件，貸借利用権の転貸の全案件並びに使用貸借利用権の設定の全案件については、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き、議案第 6 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。菊永委員，大隣委員，今市委員，下之門委員にお諮りします。議事の進行上、議事参与の制限に該当する案件については、一括して議事を進行したいところであります。ご異議ございませんか。

関係委員 「異議なし」の声あり

議長 それでは、ただ今より議案第 6 号のうち、議事参与の制限に該当する案

件について審議を行います。関係委員の退室を求めます。

(菊永委員，大隣委員，今市委員，下之門委員 退室)

議 長 これより，質疑を行います。質問，ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑がございませんので，採決いたします。

議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の内，賃貸借利用権設定の番号201・202番，456～476番，533・534番，561番については，申請どおり適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって，議案6号の内，賃貸借利用権設定の番号201・202番，456～476番，533・534番，561番の議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。関係委員の入室を許可いたします。

(菊永委員，大隣委員，今市委員，下之門委員 入室)

議 長 関係委員に報告いたします。議案第6号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち，議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見することに決定されました。

議 長 次に，日程第11議案第7号南九州市の非農地に係る取扱基準（内規）の設置についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農政係長 南九州市の非農地に係る取扱基準（内規）につきまして説明いたします。このことにつきましては，今までにも何回かお話してきたかと思いますが，国が農地の有効利用を押し進める中で，有効利用できる農地と再生不可能な農地の区分をはっきりさせ，有効利用できる農地（再生可能な農地）は担い手への集積を図り，一方再生不可能な農地は非農地証明願いによるだけでなく，積極的に非農地判定等を行い農家台帳から削除し，農地台帳の適正管理を進めるとの考えから，本委員会としても積極的に非農地判定を行う必要があると考えています。そのため，非農地証明願いや，非農地判定を行う際の基本的な考え方をまとめたものです。本市には登記地目・農地 現況地目・

宅地が 2,400 件 登記地目・農地 現況地目・山林が 9,700 件と多数の土地が農家台帳に残っており、これらを含め B 判定農地等の早急な確認がもためられております。ただこの基準はあくまでも委員の皆さんが現地調査や農地パトロールの際に判断する材料の指標で有りますので、最終的には総会での議決により非農地等の確定は行うこととなります。審議方よろしくお願いたします。

議 長 只今事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

議 長 質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 7 号南九州市の非農地に係る取扱基準（内規）の設置については原案通り適当意見とすることにご異議ありませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 7 号については、提案どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 次に、日程第 12 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 無いようでございますが、事務局は何かございませんか

農政係長 農業委員会総会時の現地調査報告のあり方について説明する。

松村委員 転用調査時に写真を撮って委員会時に表示したらどうですか。

事務局長 検討させていただきます。

各委員 各意見が出される。

議 長 今いろいろ出されましたが、出来ることから少しずつ変えていければと思います。よろしいでしょうか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。事務局はよろしくお願ひします。他に有りませんか。

事務局長 今後の日程について連絡する。

議 長 只今の件について、ご質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 他にございませんか。

議 長 「なし」の声あり

議 長 無いようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これにて本日の会議を閉じ、併せて平成 31 年第 1 回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。ご起立願ひます。

事務局長 「一同 礼」

閉 会 午後 4 時 30 分

南九州市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 5 番 _____

会議録署名委員 7番
